

[注記事項]

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金等の債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

①法人、大学、専修学校

退職金の支給に備えるため、期末要支給額976,124,200円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

②高校、幼稚園

期末要支給額191,088,000円は、大分県私立学校教職員退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…仮払金、立替金及び預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

18,119,526,436 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

37,004,295 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券については、取得価格で計上している。

(2) デリバティブ取引

該当なし

(3) 学校法人の出資による会社に係る事項

該当なし

(4) 主な外貨建資産・負債

該当なし

(5) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は別途記載、取引条件ないし条件の決定方法は一般取引条件と同様である。

(6) 後発事象

該当なし

(7) 学校法人間の財務取引

該当なし